

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目次

人委規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………一

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………四

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………五

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………六

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………六

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………六



一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「午後零時十五分」を「正午」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号から第十一号までを次のように改める。

九 大学卒業程度 職員採用大学卒業程度試験をいう。

十 短大卒業程度 職員採用短大卒業程度試験をいう。

十一 高校卒業程度 職員採用高校卒業程度試験をいう。

第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に、「保健師・助産師採用試験」を「保健師採用試験」に改め、「看護師採用試験」にあつては「短大卒」の区別を削る。

別表第一の二 研究職給料表級別標準職務表四級の項を次のように改める。

4 級	1 試験研究機関の部長の職務又はこれに相当する職務 2 試験研究機関の困難な業務を所掌する中の職務又はこれに相当する職務
-----	---

別表第二のイ 行政職給料表級別資格基準表中

上級	保健師・ 助産師採 用試験
中級	
初級	
保健師・ 助産師採 用試験	保健師採 用試験

に改め

る。

別表第二のニ 研究職給料表級別資格基準表中

上級	大学卒業 程度
中級	短大卒業 程度
初級	高校卒業 程度
上級	大学卒業 程度

に改め

別表第二のハ 医療職給料表(二)級別資格基準表中

上級	
中級	

に改

め

別表第二のト 医療職給料表(三)級別資格基準表試験の欄を記

上級	保健師・助 産師採用試 験
中級	
初級	

を

大学卒業程 度	保健師採用 試験
短大卒業程 度	
高校卒業程 度	

に改

め、回覧の備考「中」「上級」を「大学卒業程度」に改め

別表第六のニ 研究職給料表初任給基準表中

上級	
中級	
初級	

大学卒業程度
短大卒業程度
高校卒業程度

に改め、回覧の備考中「上級」

を「大学卒業程度」に改め

別表第六のク 医療職給料表(一)初任給基準表中

上級	
中級	

大学卒業程 度
短大卒業程 度

改め

別表第六のニ 医療職給料表(三)初任給基準表の備考以外の部分を次のように改め

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
-----	-----------	-------

助産師	大	学	卒	2級15号給
	短	大	3 卒	2級9号給
看護師	短	大	3 卒	2級9号給
	短	大	卒	2級5号給
准看護師	准	看護師養成所	卒	1級5号給

別表第六の「医療職給料表(三)初任給基準表の備考4を次のように改める。

- 4 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師で保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師(同法第20条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(修業年限1年以上のものに限る。))の卒業者に限る。)となつたものに対するこの表の適用については、初任給額の号給を2級11号給とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「産業技術センター」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「産業技術センター所長」を削り、「及び美祿土木事務所所長」を「美祿土木事務所所長、長門土木建築事務所所長及び萩土木建築事務所所長」に、「農林総合技術センター次長」を「農林総合技術センター次長、産業技術センター次長」に改め、「農林総合技術センター企画情報室長」を「農林総合技術センター企画情報室長、水産研究センター部長」に改め、「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限る。)」を「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限る。)」に改め、「産業技術センター企画情報室長」を削り、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「三種」を「五種」に改め、同表警察本部の項中「下松警察署長」を削り、「宇部警察署長」の下に「山陽小野田警察署長」を加え、「岩国警察署副署長、周南警察署副署長、防府警察署副署長、山口警察署副署長及び長府警察署副署長を除く」を「宇部警察署副署長及び下関警察署副署長に限る」に改め、「機動捜査隊長」を削り、「岩国警察署副署長、周南警察署副署長、防府警察署副署長、山口警察署副署長及び長府警察署副署長に限る」を「宇部警察署副署長及び下関警察署副署長を除く」に改める。

別表第二の二 研究職給料表管理職手当月額表に次のように加える。

4級	4種	67,000
	5種	56,000

別表第三のロ 公安職給料表管理職手当月額表七級の項中

3種	61,000		2種	69,000	
	を			3種	

に改め、別表第三の

二 研究職給料表管理職手当月額表に次のように加える。

4級	4種	49,000
	5種	41,000

別表第三の「医療職給料表(二)管理職手当月額表に次のように加える。

5級	4種	44,000
----	----	--------

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山 口 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「職員給与条例第十条の二の」を「同条の」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種
	円	円	円	円	円
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	224,100	165,900
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500

山口県人事委員会規則第七号

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第一条 地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の十六」を「百分の十七」に、「百分の十三」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の十」に、「百分の七」を「百分の九」に、「百分の九」を「百分の十」に改める。

附則第三項中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「平生警察署祝島警察官駐在所」を「柳井警察署祝島警察官駐在所」に改める。

別表第二中

大島警察署油田警察官駐在所
大島警察署沖家室警察官駐在所
岩国警察署深須警察官駐在所
岩国警察署秋掛警察官駐在所

を

岩国警察署深須警察官駐在所
岩国警察署秋掛警察官駐在所
柳井警察署油田警察官駐在所
柳井警察署沖家室警察官駐在所

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則（平成六年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「が四十時間」を「が三十八時間四十五分」に、「を四十時間」を「を三十八時間四十五分」に、「休日勤務時間数を加えた四十時間」を「休日勤務時間数を加えた三十八時間四十五分」に改め、同項第二号及び第三号中「休日勤務時間数を加えた四十時間」を「休日勤務時間数を加えた三十八時間四十五分」に、「が四十時間」を「が三十八時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）